

平成 29 年 2 月 9 日

公益社団法人東京都獣医師会
危機管理室感染症対策セクション

都内で発生した鳥インフルエンザについて

平成 29 年 2 月 3 日に東京都足立区において回収されたオナガガモ 1 羽の死亡個体について、国立環境研究所が遺伝子検査を実施したところ、A 型インフルエンザウイルス「陽性」であることが確認されました。今後、高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）の確定検査が実施されますが、検査が確定するまでに数日から 1 週間程度かかる見込みです。

これを受け東京都動物園協会は、鳥の間での感染拡大を避けるために都内動物園での鳥の展示を全て中止することにしました。

東京都獣医師会危機管理室感染症対策セクションにおきましても、都内で鳥を飼育している個人もしくは学校に対し、適切に対応する必要があることから、以下の内容を会員に周知しています。

都内で鳥類を飼育されているみなさまも、慌てることなく冷静に対処ください。

A. ペット鳥を飼育する飼い主への対応

1. 管理方法 可能であれば屋内飼育。他の野鳥及び野生小動物との接触を避ける
2. 観察 元気消失、呼吸器症状、消化器症状、あるいは死亡など異常の有無を観察する。
3. 上記のような異常発見時には直ちに動物病院に連絡する。
4. 連絡を受けた支部員は状況をよく把握して判断し、疑う場合には飼い主の安全を確保させた上で、家禽の場合には家畜保健衛生所（連絡先は別記）、その他の飼い鳥については動物愛護相談センターもしくは東京都福祉保健局健康安全部環境保健衛生課（連絡先は別記）と対応について相談すること。

B. 家禽（鶏うずらチャボなど）を飼育する学校への対応

1. 管理方法

① 人

1. 鳥舎に入る前に外から鳥の様子を観察する。異常を発見したら入室しない
2. 鳥舎への入出に際し、靴等の消毒をするもしくは長靴に履き替える。（消毒方法については後述）
3. 作業後念のため手指の洗浄（石けんでも可）とうがいを行う

4. 発熱している人は鳥舎に入らないもしくは作業しない。
5. 作業後発熱など体調不良の場合には管轄する保健所に相談する。

② 家禽

1. 衛生的な管理を徹底する
 - ・ 排泄物は速やかに処理し、衛生管理を心がける
 - ・ 餌や水は衛生的なものを与える
 - ・ 野鳥を含む他の動物が侵入しないように網を張るなどする。
 - ・ 他の動物の餌となるものを鳥舎周辺に置かないようにする。
2. 症状について把握する。主な症状は以下の通り
 - ・ 元気消失
 - ・ 呼吸器症状
 - ・ 下痢
 - ・ 肉冠、肉垂のチアノーゼ、出血、壊死
 - ・ 顔面の腫れ
 - ・ 脚部の皮下出血
 - ・ 産卵の低下
 - ・ 神経症状

2. 異常発見時の対応

- ① 鳥には触れず保全するよう指導する。
- ② 直ちに動物病院に連絡させる。連絡がつかない場合には東京都家畜衛生保健所に連絡させる。
- ③ 連絡を受けた支部員は情報を把握し、適切に判断して以下の行動を選択する
 1. 明らかに鳥インフルエンザと推定される場合 東京都家畜衛生保健所に連絡する。
 2. 原因が鳥インフルエンザかどうか不明の場合 現場に赴く。その際には使い捨て白衣、グローブ、マスク、ゴーグル、長靴（学校等にあれば利用）を用意する。
 3. 現場で確認したあと直ちに家畜保健衛生所と連絡を取れるよう携帯電話機も携えることが望ましい。
 4. 鳥インフルエンザを否定できない場合には、現場から家畜衛生保健所と連絡をとり、指示を仰ぐ。

3. 死亡鳥の取り扱いについて

基本は家畜保健所の指示を仰ぐべきであるが、取り扱いは以下のように行う

- ① 上記の装備で自己の感染予防策をする
- ② 厚手のビニール袋を利用して死亡鳥を二重にくるみ、それぞれ口を結ぶ
- ③ 直射日光を避けて鳥舎内で保管する
- ④ 鳥舎を出る際に使い捨ての装備は全て厚手のビニール袋に入れて、安全に持ち帰る。安全に持ち帰れない場合には鳥舎の中に残す
- ⑤ 持ち帰った装備等はオートクレーブで処理して廃棄するか、感染性医療廃棄物として処分する

※ 家禽等についての相談もしくは届け出

東京都家畜衛生保健所 TEL：042-524-8001

※ その他のペット鳥についての相談

東京都動物愛護相談センター本所 TEL：03-3302-3507

東京都動物愛護相談センター多摩支所 TEL：042-581-7435

東京都福祉保健局健康安全部環境保健衛生課 TEL：03-5320-4412

■参考ウェブサイト

※ 東京都獣医師会 学校の動物 衛生管理と検案

<http://www.tvma.or.jp/member/school/>

※ 東京都福祉保健局

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kankyo/aigo/bird/pet.html>

※ 感染症情報センター（Q & A）

http://idsc.nih.go.jp/disease/avian_influenza/QA0612.html

※ 動物衛生検査所（Q & A）

http://www.naro.affrc.go.jp/niah/tori_influenza/index.html